

○和洋女子大学個人情報保護規程

（目的）

第1条 この規程は、「個人情報の保護に関する法律」及びその他の法令に基づき、和洋女子大学（以下「大学」という。）が保有する個人情報の適正な利用と保護を図るため必要な事項を定めるものである。

（定義）

第2条 この規程において、「学生」とは、和洋女子大学に現在在籍し、又は過去に在籍していた学生をいう。また、「教職員」とは、和洋学園就業規則第2条に定める専任職員（教育職員・事務職員・技術職員）並びに非常勤教育職員、嘱託職員、臨時職員、定年再雇用職員で大学の業務に直接かかわりがあり、又はかかわりがあった者をいう。

2 この規程において、「個人情報」とは、特定の個人が識別され、又は識別され得るものであって、教職員が業務上取得又は作成した情報〔文書、写真、フィルム、磁気テープ・磁気ディスク、電子媒体（D V D、C D、F D等）〕その他これらに類するものに記録されたものという。

3 この規程において、「個人情報の利用・提供」とは、大学が保有する個人情報を、大学以外の機関・団体若しくは本人以外の個人が利用し、又はそれらに渡すことをいい、複写、口頭、その他一切の伝達技術を含むものとする。

（個人情報の適正管理）

第3条 学長は、この規程の目的を達成するため、学生及び教職員にかかる個人情報の適正な利用と保護に関し、必要な措置を講じなければならない。

2 学長は、この規程に基づく業務を適切に執行するため、専任の教職員のうちから個人情報保護管理責任者に準ずる管理者（以下「個人情報管理者」という。）を選任する。

3 個人情報管理者は、大学における個人情報の適正な管理のために、和洋学園個人情報保護規程に定める個人情報保護管理責任者と協力して必要な事項を計画し、実施を図るものとする。

4 大学における個人情報の保護に係る管理・措置等で、この規程に定めのないもの並びに次の各号に掲げる事項については、和洋学園個人情報保護規程を準用する。

- (1) 教職員が行う個人情報収集・保有の制限
 - (2) 教職員が行う個人情報の利用・提供の制限
 - (3) 教職員が行う個人情報に関する業務の学外委託
 - (4) 大学が保有する自己に関する個人情報の開示の請求
 - (5) 大学が保有する自己に関する個人情報の訂正・削除の請求
- （不服の申立て）

第4条 自己の個人情報に關し、前条第4項各号に規定する措置若しくは請求に不服がある者は、措置並びに請求に対する決定のあった日から60日以内に、本人であることを明らかにして、学長に対し不服申立てを行うことができる。

2 学長は、前項の不服申立てを受けたときは、すみやかに審査し、個人情報管理者をしてそ

の結果を文書により本人に通知しなければならない。この通知は、申立てのあった日から30日以内に行われなければならない。

3 不服の申立ては、次に掲げる事項を記載した所定の様式による文書を学長に対し提出することにより行う。

- (1) 不服の申立てを行う者の所属及び氏名
- (2) 不服申立て事項
- (3) 不服申立て理由
- (4) その他、学長が必要と認めた事項

(個人情報保護委員会)

第5条 学長は、大学における個人情報の適切な利用と保護を図るうえで必要な事項について、和洋学園個人情報保護規程に定める「個人情報保護委員会」に諮問及び審議を請求することができる。

(細則)

第6条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、学長が別に定める。

(所管課)

第7条 この規程の所管課は、総務課とする。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、和洋学園諸規程の管理規程の定めによる。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年10月5日から改正施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から改正施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から改正施行する。